

債権放棄について（報告）

埼玉県三郷市内の病院に係る診療報酬返還金及び遅延損害金について、破産法第252条の規定により免責許可されたことから、松戸市債権管理条例第15条第1項第3号に該当するため令和8年7月14日をもって債権を放棄しましたので、以下のとおり報告いたします。

1 債権概要

名称	令和5年度診療報酬返還金及び遅延損害金		
価額	51,118,031円		
	（内訳）診療報酬返還金	51,055,258円	
	遅延損害金	62,773円	

2 訴訟事件終了後の経過

- ・令和7年12月 訴訟事件当然終了
- ・令和8年 3月 免責許可の確定
- ・令和8年 7月 債権放棄

3 今後について

- ・令和8年9月定例会において議会に報告
- ・令和9年3月不納欠損処分

訴えの提起について（報告）

本市市議会の令和6年3月定例会にて議決を経て市が提起していた訴訟事件について、当然終了となりましたので、以下のとおり報告いたします。

1 訴訟概要

事 件 名 称	東京地方裁判所令和6年（ワ）第8060号不当利得返還等請求事件
価 額	60,364,949円（高額療養費分含む）
訴訟提起日	令和6年3月27日
当然終了日	令和7年12月10日

埼玉県三郷市内の病院が、平成28年から令和2年にかけて（夜勤を行う看護職員数が施設基準を満たしていないにもかかわらず）施設基準を満たした場合に請求できる診療報酬等を不当に請求し受給した。当病院へ一括返還請求を行ったが支払われず、また、相手方が示した返済方法は現実性の低い提案であったため、適切な債権回収を行うことを目的に訴訟を提起した。

2 提起後の経過

- ・令和6年4月 被告から民事再生手続開始の申し立てがなされ、訴訟中断。
- ・令和6年5月 23日付け同申し立て棄却、翌24日破産開始手続開始決定。
- ・令和6年10月 第一回債権者集会
- ・令和6年11月 免責意見申述書提出（免責を認めない方向）
- ・令和7年2月 債権届出書の提出
- ・令和7年3月 第二回債権者集会
- ・令和7年9月 第三回債権者集会
- ・令和7年10月 14日最後配当の通知（配当見込額）
- ・令和7年11月 19日配当額確定通知（確定配当額）、26日配当実施
配当 9,321,137円
（内訳） 診療報酬返還金 9,309,691円
遅延損害金 11,446円
- ・令和7年12月 10日訴訟事件当然終了

3 今後について

破産手続開始申立事件において配当が実施されましたが、今後、裁判所が免責審尋を行い残りの債権（約51,000,000円）について免責するか否かの判断を行うこととなります。

国民健康保険診療報酬の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について

1 概要

訴えの相手方が院長を務める埼玉県三郷市内の病院が平成28年から令和2年にかけて不当な診療報酬請求を行った（夜勤を行う看護職員数が施設基準を満たさず）。当病院へ一括返還請求を行ったが、未だに支払いがなされていない。また、相手方より示された返済方法は現実性の低い提案であるため、訴えの提起により公正な手続きを経た上で、適切な債権回収を行うもの。現時点において、15以上の保険者が訴えの提起を議会に提案済又は提案予定であることを確認済み。（関係保険者数：53団体）

《松戸市の債権額》60,364,949円 ※高額療養費分含む

2 経緯

- ・令和4年11月 千葉県より診療報酬返還に関する通知受領¹
- ・令和4年12月 病院説明会の開催（次年度にかけて返済方法を協議したい申出あり）
- ・令和5年6月 【第一回】返済提案通知受領
※債務額一律8割減、10年分割支払い、高額療養費分含まない
- ・令和5年8月 相手方に一括支払いの返還請求書送付。（9月に督促状送付）
- ・令和5年9月 【第二回】返済提案通知受領
※債務額全額支払い、約62年分割支払い、高額療養費分含む
- ・令和5年10月 埼玉県から各保険者対応状況に係る情報提供
- ・令和5年11月 庁内法務担当と対応について協議
- ・令和5年12月 顧問弁護士と対応について協議

3 近隣保険者の対応状況 ※令和6年1月10日時点

保険者名	訴訟の有無	備考
三郷市	提訴せず、相手方提案に同意	同意書(案)について相手方と協議中
葛飾区	12月議会で可決、近日中に訴状提出予定	
市川市	2月議会に訴えの提起を提案予定	生活保護診療分含む
柏市	12月議会で可決、近日中に訴状提出予定	
船橋市	12月議会で可決、近日中に訴状提出予定	

4 今後の対応について

3月議会にて先議議案採決後、訴状を裁判所へ提出。判決を基に債務名義を取得。他保険者の動向を注視しつつ、財産差し押え等により債権回収に努める。

¹ 国民健康保険法 41 条に基づき関東信越厚生局が指導を実施。指導に対する医療機関の返還同意書及び返還金の内訳等が県より通知される。なお、市は医療機関に対する指導権限を有していない。